

大阪府内に公衆喫煙所の設置をお考えの事業者 様

令和8年度大阪府公衆喫煙所設置補助金 のご案内

今なら大阪府の補助金で

屋外設置なら

上限

350万円まで

屋内設置なら

上限

150万円まで

補助金が受けられます!!

募集期間 令和8年4月1日～

※予算の上限に達した場合、年度途中で終了する場合があります。

※令和8年度内に、工事施工、工事事業者への支払い等を含め、全てを完了することが必要です。

大阪府公衆喫煙所設置補助金とは

個人事業主や中小事業者が府内に公衆喫煙所を設置する際の、設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等の経費の **1/2** を補助します。

◆補助の対象となる事業者

(1) 屋内に公衆喫煙所を設置する事業者

(2) 屋外に公衆喫煙所を設置する事業者

(3) 複数の事業者が、屋内又は屋外に公衆喫煙所を設置する場合

☎ 補助金に関するご相談やお問い合わせはこちら ☎

お問い合わせ先

06-6944-8224 (平日9時～17時30分)

○ 第4章健康増進計画 第2節基本施策 (4)喫煙と飲酒 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	p.77 グラフを見ると、最も受動喫煙が生じているのは路上となっている。 現につくば市は公共喫煙所をいっさい設置しておらず、受動喫煙対策が不十分だと思う。 受動喫煙の割合が最も高いのは路上であり、屋外での路上喫煙を禁止するだけでなく、公衆喫煙所の設置を検討すべきです。 したがって駅周辺や人通りの多いエリアに、適切な公共喫煙所を設置することを求めます。	1件	「改正健康増進法」における受動喫煙防止の基本理念に基づき、市には受動喫煙防止を総合的かつ効果的に進める責務があるため、現時点で市が喫煙所を設置する予定はありません。 路上で受動喫煙が生じている状況については、引き続き、受動喫煙防止および路上喫煙の抑制に向けた啓発・情報提供を行ってまいります。
2	p.77-79 アンケートで受動喫煙があった場所として路上が多くなっているため、路上喫煙防止の取組をすすめてはどうでしょうか。現状、駅周辺が路上喫煙禁止区域となっていますが、吸い殻が落ちていることも多く、啓発や取り締まりなどの取組が必要なように思います。	1件	「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」及び「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨に基づき、これまでも駅周辺等の指定区域における周知、標識設置、巡回指導を行ってきました。今後も、路上喫煙防止に係る周知・啓発を行うとともに、パトロールを実施していきます。
3	p.79「家庭で受動喫煙のあった人の割合(成人)」を14.0%と設定しているが、なぜ市独自でこの項目を盛り込んだのか、またなぜ14.0%以下という値になったのか、どのように目標値を達成する考えなのか、これら3点について説明していただきたいです。私は家庭に行政が関	1件	本指標は、国の「令和5年 国民健康・栄養調査」や県の「第4次 健康いばらき 21 プラン」でも用いられている重要な指標であり、市としても本計画(第2期:平成23年施行)から継続して重視しているものです。家庭への介入を目的とするものではなく、市民への啓発・情報提供のために設定しています。

	与すること自体に違和感を感じます。		目標値は、国の算定方法を参考に、市の実態を踏まえた水準としています。国の「健康日本 21（第三次）」では、喫煙率の目標値を「喫煙者のうち禁煙を希望する者が全員禁煙した場合の推計値」を用いており、これを成人男性喫煙率に当てはめると、 $15.9\% \times (100 - 18.8\%) = 12.9\%$ （概ね13%）となります。加えて、「家庭で受動喫煙のあった人の割合（成人）」が県（17.3%）より低い傾向にあることや、平成22年度（17.8%）と比較して8ポイント改善していることも踏まえ、現状（14.8%）を考慮した現実的な水準として、14.0%以下を目標値としました。今後も、市民の健康維持のため、禁煙・受動喫煙防止に関する啓発・情報提供を行ってまいります。
4	p. 80「20歳未満の喫煙防止についての教育及び普及啓発及び受動喫煙防止のための環境整備を行います。」 「及び」が並んでいるのが公文書の用語の使い方として誤っています。正しくは「20歳未満の喫煙防止についての教育、普及啓発及び受動喫煙防止のための環境整備を行います。」もしくは「20歳未満の喫煙防止についての教育及び普及啓発並びに受動喫煙防止のための環境整備を行います。」でしょうか。	1件	御指摘のとおり、p. 80の「、（読点）」「及び」「並びに」を適切に用いるよう表現を見直し、訂正します。